

系統建設工事総合補償の補償範囲（建設工事）

保険種類	補償種類	補 償 の 内 容
履行保証保険	工事履行	<p>■補償内容： 請負業者の履行不能により未完成工事を完成させるための差額。補償限度額は工事請負金額（消費税含む）に30%を乗じて得た額。</p> <p>■自己負担額（控除額）： なし</p> <p>■補償期間： 業者決定日から工事受渡完了日まで</p>
建設工事保険	火災・爆発・風水災 ・その他	<p>■補償内容： 火災・破裂・爆発・盗難・作業ミス・落雷・風災・雪災・その他偶然な事故による工事物件の損害。</p> <p>■自己負担額（控除額）： 火災・落雷・破裂および爆発を除き10万円</p> <p>■補償期間： 着工日から工事受渡完了日まで</p> <p>■補償の対象外： ①単独土木造成・造園（緑化木工事含む）工事（上物建築工事をとみなわない工事をいう） ②工所用機械等</p>
請負業者賠償責任保険	賠償責任	<p>■補償内容： 第三者に対する法律上の賠償責任。（損害賠償金・応急手当・争訟費用等）</p> <p>【補償限度額】 〔身体〕1名 1億円、1事故 4億円 〔財物〕1事故 1億円</p> <p>■自己負担額（控除額）： 〔身体〕1事故1,000円 〔財物〕1事故1,000円</p> <p>■補償期間： 着工日から工事受渡完了日まで</p> <p>■補償の対象外： 上記①</p>
請負業者賠償責任保険 （地盤崩壊危険担保特約）	地盤崩壊に起因する賠償責任	<p>■補償内容： 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴って不測かつ突発的に発生した、土地の沈下・隆起・移動・軟弱化、土砂崩れもしくは土砂の流出・流入に起因する、第三者に対する賠償責任。</p> <p>【補償限度額】 1被害者 300万円 1事故 2,000万円</p> <p>■自己負担額（控除額）： 1被害者 20万円 1事故 100万円（ただし、1被害者当たりの自己負担額20万円を適用した場合のてん補額と1事故についての自己負担額100万円を適用した場合のてん補額を比較し、いずれかてん補額が高額となる方による。）</p> <p>■補償期間： 着工日から工事受渡完了日まで</p> <p>■補償の対象外： 上記①</p>
履行保証保険 （瑕疵担保特約）	倒産業者の瑕疵工事	<p>■補償内容： 請負業者の倒産後に発見された瑕疵工事部分の修復に要する費用。</p> <p>【補償限度額】 請負金額の30%以内で、1事故3,000万円が限度。制度全体で1年間を通じ1億円</p> <p>■自己負担額（控除額）： 10万円（ただし、損害額が10万円を超えた場合は全額を補償する。）</p> <p>■補償期間： 工事受渡完了日から最長10年間。（工事請負契約約款で10年以下のものはその期間による。）</p> <p>■補償の対象外： 上記①</p>

※上物建築工事に付帯する敷地整備工事は、この表の範囲内で補償する。

(H22.9)

全農が土木造成・造園工事とその上物建築工事とを合わせて受注した場合の土木造成・造園工事の補償は、「系統建設工事総合補償の補償範囲（土木工事）」による。

系統建設工事総合補償の補償範囲（土木造成・造園工事）

保険種類	補償種類	補 償 の 内 容
履行保証保険	工事履行	<p>■補償内容： 請負業者の履行不能により未完成工事を完成させるための差額。補償限度額は工事請負金額（消費税含む）に30%を乗じて得た額。 ■自己負担額（控除額）： なし ■補償期間： 業者決定日から工事受渡完了日まで</p>
土木工事保険	火災・破裂・爆発・盗難・水災・地すべり	<p>■補償内容： 火災・破裂・爆発による仮設建物等の損害。資材の盗難。 水災、地すべり、崩壊等偶然な事故による工物件の損害。 【工物件損害の補償限度額】 1事故 5,000万円 年間通算 2億円 ■自己負担額（控除額）： 火災・破裂・爆発による仮設建物等の損害、資材の盗難 10万円 水災・地すべり・崩壊等偶然な事故による工物件の損害 50万円 ■補償期間： 着工日から工事受渡完了日まで ■補償の対象外： ①工所用機械等 ②単独土木造成・造園（緑化木工事含む）工事（上物建築工事をとみなわない工事をいう）</p>
請負業者賠償責任保険	賠償責任	<p>■補償内容： 第三者に対する法律上の賠償責任。（損害賠償金・応急手当・争訟費用等） 【補償限度額】 〔身体〕1名 1億円、1事故 4億円 〔財物〕1事故 1億円 ■自己負担額（控除額）： 〔身体〕1事故1,000円 〔財物〕1事故1,000円 ■補償期間： 着工日から工事受渡完了日まで ■補償の対象外： 上記①</p>
請負業者賠償責任保険（地盤崩壊危険担保特約）	地盤崩壊に起因する賠償責任	<p>■補償内容： 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴って不測かつ突発的に発生した、土地の沈下・隆起・移動・軟弱化、土砂崩れもしくは土砂の流出・流入に起因する、第三者に対する賠償責任。 【補償限度額】 1被害者 300万円 1事故 2,000万円 ■自己負担額（控除額）： 1被害者 20万円 1事故 100万円（ただし、1被害者当たりの自己負担額20万円を適用した場合のてん補額と1事故についての自己負担額100万円を適用した場合のてん補額を比較し、いずれかてん補額が高額となる方による。） ■補償期間： 着工日から工事受渡完了日まで ■補償の対象外： 上記①</p>
履行保証保険（瑕疵担保特約）	倒産業者の瑕疵工事	<p>■補償内容： 請負業者の倒産後に発見された瑕疵工事部分の修復に要する費用。 【補償限度額】 請負金額の30%以内で1事故3,000万円が限度。制度全体で1年間を通じ1億円 ■自己負担額（控除額）： 10万円（ただし、損害額が10万円を超えた場合は全額を補償する。） ■補償期間： 工事受渡完了日から最長10年間。（工事請負契約約款で10年以下のものはその期間による。） ■補償の対象外： 上記①</p>

※土木造成・造園工事の補償は次による。

(H22.9)

建設工事、園芸・育苗施設工事および農住関連工事Aにおいて、全農が土木造成・造園工事をその上物建築工事とあわせて受注した場合、この表の範囲内で補償する。

上物建築をとみなわない単独土木造成・造園工事は、履行保証と賠償責任を対象とする。